

大西洋のまぐる類の保存のための国際条約 (新旧対照)

(参考)

改正後

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約

前文

正当な委任を受けた自己の代表者がこの条約に署名した政府は、大西洋におけるまぐろ類並びに海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい類の資源に関する共通の関心を考慮するので、また、食用その他の目的のためのこれらの魚類の長期的な保存及び持続可能な利用を可能にする水準にこれらの魚類の資源を維持することについて協力することを希望するので、これらの資源の保存のための条約を締結することを決意して、このため、次のとおり協定した。

第一条 (略)

第二条

この条約のいかなる規定も、国際法に基づく締約国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではない。この条約は、国際法と適合するように解釈し、及び適用する。

第三条

改正前

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約

前文

正当な委任を受けた自己の代表者がこの条約に署名した政府は、大西洋におけるまぐろ類の資源に関する共通の関心を考慮するので、また、食用その他の目的のための最大の持続的漁獲を可能にする水準にこれらの魚類の資源を維持することについて協力することを希望するので、大西洋のまぐろ類の資源の保存のための条約を締結することを決意して、このため、次のとおり協定した。

第一条 (略)

第二条

この条約のいかなる規定も、領水の範囲又は国際法に基づいて漁業管轄権が及ぶ範囲に関する締約国の権利、主張又は見解に影響を与えるものとみなしてはならない。

第三条

1 締約国は、大西洋まぐる類保存国際委員会と称する委員会（以下「委員会」という。）を設置し、及び維持することに合意する。委員会は、この条約に定める目的を遂行するものとする。各締約国は、委員会の構成員となる。

2 委員会の各構成員は、委員会に三人以下の代表を出すものとする。これらの代表は、専門家及び顧問の補佐を受けることができる。

3 委員会の決定は、原則としてコンセンサス方式によつて行^う。コンセンサスに達することができない場合には、当該決定は、この条約に別段の定めがない限り、出席し、かつ、賛成又は反対の投票を行う委員会の構成員の三分の二以上の多数による議決で行うものとし、委員会の各構成員は、一個の投票権を有する。定足数は、委員会の全ての構成員の三分の二をもつて構成する。

4 委員会は、二年に一回通常会議を開催する。特別会議は、委員会の全ての構成員の過半数の要請又は第六条の規定に基づいて設置される理事会の決定により、随時招集することができる。

5 委員会は、その第一回会議において、及びその後は各通常会議において、締約国のうちから議長一人、第一副議長一人

1 締約国は、大西洋まぐる類保存国際委員会と称する委員会（以下「委員会」という。）を設置し、及び維持することに合意する。委員会は、この条約に定める目的を遂行するものとする。

2 各締約国は、委員会に三人以下の代表を出すものとする。これらの代表は、専門家及び顧問の補佐を受けることができる。

3 委員会の決定は、この条約に別段の定めがない限り、締約国の過半数により行なうものとし、各締約国は、一個の投票権を有する。定足数は、締約国の三分の二をもつて構成する。

4 委員会は、二年に一回通常会議を開催する。特別会議は、締約国の過半数の要請又は第五条の規定に基づいて設置される理事会の決定により、随時招集することができる。

5 委員会は、その第一回会議において、及びその後は各通常会議において、構成員のうちから議長一人、第一副議長一人

及び第二副議長一人を選出する。これらの者は、引き続き二回以上再選されないものとする。

6から8まで (略)

9 委員会は、その業務及び調査結果に関する報告書を二年ごとに委員会の構成員に提出し、また、この条約の目的に関係のある事項について、委員会のいずれかの構成員の要請があった場合には、その構成員に情報を提供する。

第四条

委員会及びその構成員は、この条約に基づく業務を行うに当たり、次のことを行うために行動する。

- (a) 関連する国際的に合意される基準並びに適当な場合には、勧告される方式及び手続に従い、予防的な取組方法及び漁業管理のために生態系を重視する取組方法を適用すること。
- (b) 入手可能な最良の科学的な証拠を利用すること。
- (c) 海洋環境における生物の多様性を保全すること。
- (d) 意思決定過程（漁獲の可能性の配分に関するものを含む。）その他の活動において公平性及び透明性を確保すること。
- (e) この条約に基づく自己の義務を履行し、及び自己の漁業

及び第二副議長一人を選出する。これらの者は、引き続き二回以上再選されないものとする。

6から8まで (略)

9 委員会は、その業務及び調査結果に関する報告書を二年ごとに締約国に提出し、また、この条約の目的に関係のある事項について、いずれかの締約国の要請があつたときは、その締約国に情報を提供する。

を發展させるとの開發途上にある委員会の構成員の特別な
要請（国際法に従つた自己の能力の開發のニーズを含む。）
を十分に認識すること。

第五条

1 この条約の目的を遂行するため、

(a) 委員会は、他の関連する国際的な漁業に関する機関又は
漁業に関する枠組みの業務を考慮しつつ、条約区域におけ
るまぐろ類並びに海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい
類（以下「ICCAT種」という。）の資源並びにその他
の種で条約区域のICCAT種の漁業中に漁獲されるもの
の研究について責任を有する。この研究は、これらの種に
関する調査、その環境に関する海洋学上の調査並びにその
豊度に及ぼす自然的及び人的要素の影響に関する調査を含
む。委員会は、ICCAT種と同一の生態系に属する種又
はICCAT種に依存し、若しくは関連する種についても
研究することができる。

(b) 委員会は、(a)に規定する責任を遂行するに当たり、委員
会の構成員の官公署及びその行政区画の技術的及び科学的
役務並びに情報をできる限り利用するものとし、かつ、望
ましい場合には、公私の団体若しくは機関又は個人から得

第四条

1 委員会は、この条約の目的を遂行するため、条約区域にお
けるまぐろ類（たちうお科（トリキウリデイ）、すみやき科
（ゲンピリデイ）及びさば属（スコンバー）を除くさば型魚
類（スコンプリフオーミス）をいう。）の資源及び他の国際
漁業機関によつて調査されていないその他の魚種で条約区域
のまぐろ漁業に際して利用されるもの研究について責任を
有する。この研究は、これらの魚種の豊度、生物測定及び生
態に関する調査、その環境に関する海洋学上の調査並びにそ
の豊度に及ぼす自然的及び人的要素の影響に関する調査を含
む。委員会は、これらの責任を遂行するにあたり、締約国の
官公署及びその行政区画の技術的及び科学的役務並びに情報
をできる限り利用するものとし、かつ、望ましいときは、公
私_の団体若しくは機関又は個人から得ることができる役務及
び情報を利用することができる。委員会は、また、委員会の
予算の範囲内において、いずれかの国の政府若しくは団体又
は他の国際機関により行なわれている調査を補足するため、

ることができる役務及び情報を利用することができる。委員会は、また、委員会の予算の範囲内において、かつ、委員会の関係する構成員の協力を得て、いずれかの国の政府若しくは団体又は他の国際機関により行われている調査を補足するため、独自の調査を行うことができる。

(c) 委員会は、(b)に規定する団体若しくは機関又は個人から受領した情報が質及び客観性に関する確立された科学的な基準に合致することを確保する。

2

1の規定の実施は、次のことを含む。

(a) 条約区域のICCAT種の現在における状態及び傾向に関する統計上の情報を収集し、及び分析すること。

(b) 条約区域のICCAT種の資源を最大持続生産量を実現することが可能であり、かつ、この生産量に合致するようなICCAT種の効果的な利用を確保する水準以上に維持するための方法に関する情報を研究し、及び評価すること。

(c) 研究及び調査を委員会の構成員に勧告すること。

(d) 委員会の調査結果の報告及び条約区域のICCAT種に関する統計上、生物学上その他の科学的情報を刊行し、及びその他の方法により普及すること。

独自の調査を行なうことができる。

2

1の規定の実施は、次のことを含む。

(a) 条約区域のまぐろ漁業資源の現在における状態及び傾向に関する統計上の情報を収集し、及び分析すること。

(b) 条約区域のまぐろ類の資源を最大の持続的漁獲が可能であり、かつ、この漁獲に合致するようなこれらの魚類の効果的な利用を確保する水準に維持するための方法に関する情報を研究し、及び評価すること。

(c) 研究及び調査を締約国に勧告すること。

(d) 委員会の調査結果の報告及び条約区域のまぐろ漁業に関する統計上、生物学上その他の科学的情報を刊行し、及びその他の方法により普及すること。

第六條

1 委員会の内部に、その議長及び副議長並びに四人から八人までの締約国の代表で構成する理事会を設置する。理事会に代表を出す締約国は、委員会の各通常会議において選出される。もつとも、締約国数が四十を超えた場合には、委員会は、理事会に代表を出す追加の二締約国を選出することができる。議長又は副議長がその国民である締約国は、理事会に選出されないものとする。委員会は、理事会の構成員の選出に当たつては、締約国の地理的利益、そのまぐる漁業及びまぐる加工業の利益並びに理事会に代表を出すことについての締約国の平等の権利に十分な考慮を払うものとする。

2 理事会は、この条約が定める任務又は委員会が委任する任務を遂行する。理事会は、委員会の通常会議と次の通常会議との間において少なくとも一回会合する。委員会の会議と次の会議との間において、理事会は、職員が遂行すべき任務について必要な決定を行い、また、事務局長に対し必要な指示を与える。理事会の決定は、委員会が定める規則に従つて行なう。

第七條

委員会は、この条約の目的を遂行するため、種別若しくは種

第五條

1 委員会の内部に、その議長及び副議長並びに四人から八人までの締約国の代表で構成する理事会を設置する。理事会に代表を出す締約国は、委員会の各通常会議において選出される。もつとも、締約国数が四十をこえたときは、委員会は、理事会に代表を出す追加の二締約国を選出することができる。議長又は副議長がその国民である締約国は、理事会に選出されないものとする。委員会は、理事会の構成員の選出にあつては、締約国の地理的利益、そのまぐる漁業及びまぐる加工業の利益並びに理事会に代表を出すことについての締約国の平等の権利に十分な考慮を払うものとする。

2 理事会は、この条約が定める任務又は委員会が委任する任務を遂行する。理事会は、委員会の通常会議と次の通常会議との間において少なくとも一回会合する。委員会の会議と次の会議との間において、理事会は、職員が遂行すべき任務について必要な決定を行ない、また、事務局長に対し必要な指示を与える。理事会の決定は、委員会が定める規則に従つて行なう。

第六條

委員会は、この条約の目的を遂行するため、魚種別若しくは

群別又は地域別に小委員会を設置することができる。この場合において、各小委員会は、

- (a) その担当する種若しくは種群又は地域の状況を常に検討すること及びこれに関係のある科学的情報その他の情報を収集することについて責任を有する。
- (b) 科学的調査を基礎として、委員会が構成員がとるべき共同措置に関する勧告を委員会に提案することができる。
- (c) 当該種若しくは種群又は地域に関係のある情報を得るために必要な研究及び調査並びに委員会の構成員の調査計画の調整を委員会に勧告することができる。

第八条

事務局長は、委員会が任命し、その任期は、委員会が定める。事務局長は、委員会が定める規則及び手続に従うことを条件として、委員会の職員の選任及び管理に関する権限を有する。事務局長は、また、特に、次の任務のうち委員会が与えるものを遂行する。

- (a) 第五条及び前条の規定に従って行われる調査計画を調整すること。
- (b) (略)
- (c) (略)

魚種群別又は地域別に小委員会を設置することができる。この場合において、各小委員会は、

- (a) その担当する魚種若しくは魚種群又は地域の状況を常に検討すること及びこれに関係のある科学的情報その他の情報を収集することについて責任を有する。
- (b) 科学的調査を基礎として、締約国が執るべき共同措置に関する勧告を委員会に提案することができる。
- (c) 当該魚種若しくは魚種群又は地域に関係のある情報を得るために必要な研究及び調査並びに締約国の調査計画の調整を委員会に勧告することができる。

第七条

事務局長は、委員会が任命し、その任期は、委員会が定める。事務局長は、委員会が定める規則及び手続に従うことを条件として、委員会の職員の選任及び管理に関する権限を有する。事務局長は、また、特に、次の任務のうち委員会が与えるものを遂行する。

- (a) 締約国が行なう調査計画を調整すること。
- (b) 委員会の検討を受けるために予算見積書を作成すること。
- (c) 委員会の予算に従って資金の支出を許可すること。

- (d) 委員会の資金の会計を行うこと。
- (e) 第十三条に定める機関との協力について取り決めること。
- (f) この条約の目的を遂行するために必要な資料、特に I C C A T 種の資源の現在の生産量及び最大持続生産量に関する資料の収集及び分析の準備を行うこと。
- (g) (略)

第九条

- 1 (a) 委員会は、科学的な証拠に基づいて、次のことを目的とする勧告を行うことができる。これらの勧告は、2 及び 3 に定める条件に従って委員会の構成員について効力を生ずる。
 - (i) 条約区域において、I C C A T 種の資源の豊度を最大持続生産量を実現することが可能である水準以上に維持し、又は回復することにより、I C C A T 種の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること。
 - (ii) 必要な場合には、I C C A T 種に依存し、又は関連する他の種の個体数をその再生産が著しく脅威にさらされ

- (d) 委員会の資金の会計を行なうこと。
- (e) 第十一条に定める機関との協力について取り決めること。
- (f) この条約の目的を遂行するために必要な資料、特にまぐろ資源の現在の漁獲及び最大の持続的漁獲に関する資料の収集及び分析の準備を行なうこと。
- (g) 委員会の承認を得るため、委員会及びその補助機関の学術上、管理上その他の報告を作成すること。

第八条

- 1 (a) 委員会は、科学的な証拠に基づいて、条約区域内で漁獲されるまぐろ類の資源を最大の持続的漁獲が可能である水準に維持することを目的とする勧告を行なうことができる。これらの勧告は、2 及び 3 に定める条件に従って締約国に適用される。

ることとならない水準に維持し、又は回復するため、当該他の種の保存を促進すること。

(b) 前記の勧告は、次のとおり行われる。

(i) 適当な小委員会が設置されていない場合には、委員会の発議による。

(ii) 適当な小委員会が設置されているが、その小委員会が提案を承認していない場合には、委員会の全ての構成員の少なくとも三分の二の承認を得た委員会の発議による。

(iii) 適当な小委員会が承認した提案による。

(iv) 当該勧告が二以上の地域又は種若しくは種群に関連する場合には、これらの適当な小委員会が承認した提案による。

2 1の規定に基づいて行われた勧告は、その勧告が採択された際に委員会が別段の合意をする場合及び3に規定する場合を除き、その勧告を委員会の構成員に伝達する委員会の通告の日の後四箇月で委員会の全ての構成員について効力を生ずる。ただし、いかなる場合にも、勧告が三箇月未満で効力を生ずることはないものとする。

(b) 前記の勧告は、次のとおり行なわれる。

(i) 適当な小委員会が設置されていないとき、又は適当な小委員会が設置されている場合においてもすべての締約国の少なくとも三分の二の承認があるときは、委員会の発議による。

(ii) 適当な小委員会が設置されているときは、その小委員会の提案による。

(iii) 当該勧告が二以上の地域又は魚種若しくは魚種群に関連するときは、これらの適当な小委員会の提案による。

2 1の規定に基づいて行なわれた勧告は、3に規定する場合を除き、その勧告を締約国に伝達する委員会の通告の日の後六箇月ですべての締約国について効力を生ずる。

- 3 (a) 1 (b)(i)又は(ii)の規定に基づいて行われた勧告の場合には、委員会のいずれかの構成員が、1 (b)(iii)又は(iv)の規定に基づいて行われた勧告の場合には当該小委員会の構成員たる委員会のいずれかの構成員が、2に定める期間内にその勧告に対し委員会に異議を申し立てたときは、その勧告は、その異議を申し立てた委員会の構成員については、効力を生じない。
- (b) 委員会の構成員の過半数が2に定める期間内に異議を申し立てた場合には、その勧告は、委員会のいずれの構成員についても効力を生じない。
- (c) (a)の規定に従つて異議を申し立てる委員会の構成員は、その異議を申し立てる時に、委員会に対し、その異議の理由を書面により提出する。その異議の理由は、次の一又は二以上の理由に基づくものとする。
- (i) その勧告がこの条約又は国際法の他の関連規則に適合しないため。
- (ii) その勧告が異議を申し立てる委員会の構成員を法律上又は事実上不当に差別するものであるため。
- (iii) 委員会の構成員が、保存及び持続可能な管理のために異なる取組方法を採用したため又はその勧告を実施する
- 3 (a) 1 (b)(i)の規定に基づいて行なわれた勧告の場合には、いずれかの締約国が、1 (b)(ii)又は(iii)の規定に基づいて行なわれた勧告の場合には当該小委員会の構成員たるいずれかの締約国が、2に定める六箇月の期間内にその勧告に対し委員会に異議を申し立てたときは、その勧告は、追加の六十日間効力を生じない。
- (b) その場合、他のいずれの締約国も、追加の六十日の期間が満了する日又は他の締約国がその追加の六十日の期間内に行なつた異議の通告の日の後四十五日が満了する日のいずれかおそい方の日まで、異議を申し立てることができない。
- (c) その勧告は、異議申立てのための延長された期間の終りに、異議を申し立てた締約国を除く他のすべての締約国について効力を生ずる。
- (d) もつとも、(a)及び(b)の規定に従いいずれかの勧告に対して異議を申し立てた国が一締約国又は全体の四分の一に満たない締約国であるときは、委員会は、異議を申し立てた一又は二以上の締約国に対し、その異議を無効とみなす旨を直ちに通告するものとする。

ための技術的な能力を有していないため、実行可能性の観点からその勧告を遵守することができないため。

(iv) その結果として異議を申し立てる委員会の構成員がその勧告を実施し、又は遵守することができない安全保障上の制約のため。

(d) この条の規定に従って異議を申し立てる委員会の各構成員は、実行可能な限り、保存管理措置の代替案の説明を委員会に提供する。当該代替案は、異議を申し立てている勧告と少なくとも同様に効果的なものとする。

4 勧告に対して異議を申し立てた委員会の構成員は、いつでも、その異議を撤回することができる。その勧告は、それが既に効力を生じているものである場合には直ちに、その他の場合にはそれがこの条の規定に基づいて効力を生ずる時に、その構成員について効力を生ずる。

5 事務局長は、委員会の全ての構成員に対し、この条に従って受領した異議及び説明の詳細並びにその異議の撤回を速やかに送付し、及び勧告が効力を生ずる時期を通告する。

第十条

(e) (d)に定める場合には、当該一又は二以上の締約国は、当該通告の日の後六十日以内にそれぞれの異議を再確認することができる。当該勧告は、この期間の満了した時に効力を生ずるが、定められた期間内に異議を申し立て、かつ、再確認をした締約国については、この限りでない。

(f) (a)及び(b)の規定に従いいずれかの勧告に対して異議を申し立てた締約国が全体の四分の一以上であるが過半数には満たないときは、その勧告は、これに対し異議を申し立てなかつた締約国について効力を生ずる。

(g) 過半数の締約国が異議を申し立てたときは、勧告は、効力を生じない。

4 勧告に対して異議を申し立てた締約国は、いつでも、その異議を撤回することができる。その勧告は、それがすでに効力を生じているものである場合には直ちに、その他の場合にはそれがこの条の規定に基づいて効力を生ずる時に、その締約国について効力を生ずる。

5 委員会は、異議及び異議の撤回の通告を受領したとき並びに勧告の効力が発生したときは、直ちに、それぞれその旨を各締約国に通告するものとする。

1 委員会においては、紛争を防止するためにあらゆる努力を払うものとし、いずれの紛争の当事者も、この条約に関する紛争を友好的な方法によつて、かつ、できる限り速やかに解決するため、相互に協議する。

2 紛争が技術的な性質を有する事項に関係する場合には、紛争当事者は、委員会が採択する手続に従つて設置される特別の専門家委員会に当該紛争を共同で付託することができる。当該専門家委員会は、紛争当事者と協議するものとし、拘束力を有する手続によることなく当該紛争を速やかに解決するよう努める。

3 この条約の解釈又は適用に関して二以上の締約国の間に紛争が生ずる場合には、当該紛争が平和的手段によつて解決されるよう最善の努力が払われるものとする。

4 1から3までに規定する手段を通じて解決されない紛争は、解決のため、紛争当事者の共同の要請により、最終的であり、かつ、拘束力を有する仲裁に付される。紛争当事者は、仲裁を共同で要請する前に、紛争の範囲に合意すべきである。紛争当事者は、仲裁裁判所を構成し、及び仲裁を行うことについて、この条約の附属書Iによること又は紛争当事者が相互の合意によつて適用することを決定する他の手続に

よることを合意することができる。当該仲裁裁判所は、この条約、国際法及び海洋生物資源の保存に関する関連の基準であつて紛争当事者が認めるものに従つてその決定を行う。

5 この条に定める紛争解決のための制度は、この条の規定が効力を生ずる日の後に発生する行為、事実又は事態に関する紛争についてのみ適用する。

6 この条のいかなる規定も、この条に定める紛争解決に代えて、紛争当事者が締結している他の条約又は国際約束の要件に従い、当該他の条約又は国際約束に基づく紛争解決を追求する紛争当事者の能力に影響を及ぼすものではない。

第十一条

1 委員会の構成員は、この条約の実施を確保するために必要な全ての措置をとることに同意する。委員会の各構成員は、二年ごとに又は委員会が要求する時期に、この目的のために自らがとつた措置についての報告を委員会に送付するものとする。

2 委員会の構成員は、次のことに同意する。

(a) 委員会の要求があつた場合には、委員会がこの条約のために必要とすることがある統計上、生物学上その他の科学的情報で入手可能なものを提供すること。

第九条

1 締約国は、この条約の実施を確保するために必要なすべての措置を執ることに同意する。各締約国は、二年ごとに又は委員会が要求する時期に、この目的のために自国が執つた措置についての報告を委員会に送付するものとする。

2 締約国は、次のことに同意する。

(a) 委員会の要求があつたときは、委員会がこの条約のために必要とすることがある統計上、生物学上その他の科学的情報で入手可能なものを提供すること。

(b) 委員会の構成員の官公署が前記の情報を得られず、かつ、それを提供することができない場合には、委員会が、委員会の構成員を通じて、会社及び個々の漁業者が提供することに同意する情報を直接に入手することを認めること。

3| 委員会の構成員は、この条約の規定の適用を確保するために適切かつ有効な措置をとる目的で相互に協力するものとする。

4| 締約国は、条約区域（領海及び、いずれかの国が国際法に基づいて漁業管轄権を行使する権利を有する他の水域がある場合には、その水域を除く。）に適用する国際的取締りの制度を設けるものとする。

第十二条

1 (略)

2 (a) 委員会の構成員は、毎年、委員会の予算のために、委員会が採択する会計規則に規定される方式に従って算出された金額を拠出する。委員会は、この方式を採択するに当たり、特に、委員会の各構成員について、委員会又は小委員会の構成員としての固定基本額、大西洋のまぐろ類の漁獲量（未処理の形態における重量とする。）及びこれらの魚類

(b) 締約国の官公署が前記の情報を得られず、かつ、それを提供することができないときは、委員会が、締約国を通じて、会社及び個々の漁業者が提供することに同意する情報を直接に入手することを認めること。

3| 締約国は、この条約の規定の適用を確保するために適切かつ有効な措置を執る目的で相互に協力するものとし、特に、条約区域（領海及び、いずれかの国が国際法に基づいて漁業管轄権を行使する権利を有する他の水域がある場合には、その水域を除く。）に適用する国際的取締りの制度を設けるものとする。

第十条

1 (略)

2 締約国は、毎年、委員会の予算のために、委員会が採択する会計規則に規定される方式に従って算出された金額を拠出する。委員会は、この方式を採択するに当たり、特に、各締約国について、委員会又は小委員会の構成員としての固定基本額、大西洋のまぐろ類の漁獲量（未処理の形態における重量とする。）及びこれらの魚類の缶詰製品の純重量の合計量

の缶詰製品の純重量の合計量並びに経済的発展の度合を考慮すべきである。

(b) 会計規則に規定される年次分担金の方式は、出席しかつ投票する委員会の全ての構成員の合意によつてのみ決定され又は変更されるものとし、委員会の構成員は、その案について九十日前に通報を受ける。

3 理事会は、委員会の通常会議と次の通常会議との間に開かれる理事会の会議で、二年の期間の後半期の予算を再検討し、かつ、現在の状況及び予想される事態の進展に基づいて、委員会が承認した総予算の範囲内で、委員会の第二年度予算の再配分を行うことができる。

4 委員会の事務局長は、委員会の各構成員に各年のそれぞれの割当額を通告する。これらの分担金については、その年の一月一日にその支払の義務が生ずる。次の年の一月一日前に受領されなかつた分担金は、延滞金とみなされる。

5 (略)

6 委員会は、その第一回会議において、委員会が任務を開始した最初の年の残余の期間及びこれに続く二年の期間の予算を承認する。委員会は、直ちに、これらの予算書の写し及び第一回年次分担金のためのそれぞれの割当額の通告書を委員

並びに経済的発展の度合を考慮すべきである。

会計規則に規定される年次分担金の方式は、出席しかつ投票するすべての締約国の合意によつてのみ決定され又は変更されるものとし、締約国は、その案について九十日前に通報を受ける。

3 理事会は、委員会の通常会議と次の通常会議との間に開かれる理事会の会議で、二年の期間の後半期の予算を再検討し、かつ、現在の状況及び予想される事態の進展に基づいて、委員会が承認した総予算の範囲内で、委員会の第二年度予算の再配分を行なうことができる。

4 委員会の事務局長は、各締約国に各年のそれぞれの割当額を通告する。これらの分担金については、その年の一月一日にその支払の義務が生ずる。次の年の一月一日前に受領されなかつた分担金は、延滞金とみなされる。

5 (略)

6 委員会は、その第一回会議において、委員会が任務を開始した最初の年の残余の期間及びこれに続く二年の期間の予算を承認する。委員会は、直ちに、これらの予算書の写し及び第一回年次分担金のためのそれぞれの割当額の通告書を各締

会の各構成員に送付する。

7 その後は、いずれかの二年の期間に先立つて開かれる委員会の通常会議の少なくとも六十日以前に、事務局長は、その二年の期間の予算案及び割当額の明細表の案を委員会の各構成員に提出する。

8 委員会は、委員会のいずれかの構成員の分担金の延滞額が当該年度に先立つ二年間に支払うべき分担金の額以上になる場合には、その構成員の投票権を停止することができる。

9 委員会は、年次分担金を受領する前において委員会の運営費を賄うため及び委員会が定めるその他の目的のため、運転資本基金を設置する。委員会は、この基金の額を決定し、その設置に必要な前借金の額を査定し、及びその利用を規制する規則を採択する。

10 及び 11 (略)

第十三条

1 締約国は、委員会と国際連合食糧農業機関との間には業務上の関係がなければならぬことに同意する。このため、委員会は、国際連合食糧農業機関憲章第十三条の規定に従つて国際連合食糧農業機関と協定を締結するための交渉を行うものとする。この協定は、特に、国際連合食糧農業機関の事務

約国に送付する。

7 その後は、いずれかの二年の期間に先だつて開かれる委員会の通常会議の少なくとも六十日以前に、事務局長は、その二年の期間の予算案及び割当額の明細表の案を各締約国に提出する。

8 委員会は、いずれかの締約国の分担金の延滞額が当該年度に先だつ二年間に支払うべき分担金の額以上になるときは、その締約国の投票権を停止することができる。

9 委員会は、年次分担金を受領する前において委員会の運営費をまかなうため及び委員会が定めるその他の目的のため、運転資本基金を設置する。委員会は、この基金の額を決定し、その設置に必要な前借金の額を査定し、及びその利用を規制する規則を採択する。

10 及び 11 (略)

第十一条

1 締約国は、委員会と国際連合食糧農業機関との間には業務上の関係がなければならぬことに同意する。このため、委員会は、国際連合食糧農業機関憲章第十三条の規定に従つて国際連合食糧農業機関と協定を締結するための交渉を行なうものとする。この協定は、特に、国際連合食糧農業機関の事

局長が委員会及びその補助機関の全ての会議に投票権なしで参加する代表者一人を任命することを定めるものでなければならない。

2 委員会の構成員は、委員会と委員会の業務に寄与することができる他の国際漁業委員会及び科学的国際機関との間には協力が行われなければならないことに同意する。委員会は、そのような国際委員会及び国際機関と協定を締結することができる。

3 (略)
第十四条

1 (略)

2 この条約の効力発生の日から十年の後はいつでも、いずれの締約国も、十年目の年又はその後のいずれかの年の十二月三十一日に、その前年の十二月三十一日以前に国際連合食糧農業機関の事務局長に宛てた書面による脱退の通告を行うことによつて、この条約から脱退することができる。

3 (略)
第十五条

1 (a) 委員会は、いずれかの締約国又は委員会の発議により、この条約に対する改正を提案することができる。その提案

務局長が委員会及びその補助機関のすべての会議に投票権なしで参加する代表者一人を任命することを定めるものでなければならない。

2 締約国は、委員会と委員会の業務に寄与することができる他の国際漁業委員会及び科学的国際機関との間には協力が行われなければならないことに同意する。委員会は、そのような国際委員会及び国際機関と協定を締結することができる。

3 (略)
第十二条

1 (略)

2 この条約の効力発生の日から十年の後はいつでも、いずれの締約国も、十年目の年又はその後のいずれかの年の十二月三十一日に、その前年の十二月三十一日以前に国際連合食糧農業機関の事務局長にあてた書面による脱退の通告を行うことによつて、この条約から脱退することができる。

3 (略)
第十三条

1 いずれかの締約国又は委員会は、この条約に対する改正を提案することができる。国際連合食糧農業機関の事務局長は、

は、コンセンサス方式によつて行う。

(b) 国際連合食糧農業機関の事務局長は、改正案の認証膳本を全ての締約国に送付する。

(c) 新たな義務を含まない改正は、締約国の四分の三による受諾の後三十日目の日に全ての締約国について効力を生ずる。

(d) 新たな義務を含む改正は、締約国の四分の三による受諾の後九十日目の日に改正を受諾した締約国について効力を生じ、その後は、その他の締約国については、それぞれによる受諾の日に効力を生ずる。一又は二以上の締約国によつて新たな義務を含むものとされた改正は、新たな義務を含む改正とみなされ、その手続に従い効力を生ずる。

(e) この条約の改正がこの条の規定に従つて受諾のために開放された後に締約国となる政府は、その改正が効力を生じた時に改正後の条約の規定に拘束される。

2

(略)

第十六条

附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、「この条約」というときは、附属書を含めていうものとする。

第十七条

改正案の認証膳本をすべての締約国に送付する。新たな義務を含まない改正は、締約国の四分の三による受諾の後三十日目の日にすべての締約国について効力を生ずる。新たな義務を含む改正は、締約国の四分の三による受諾の後九十日目の日に改正を受諾した締約国について効力を生じ、その後は、その他の締約国については、それぞれによる受諾の日に効力を生ずる。一又は二以上の締約国によつて新たな義務を含むものとされた改正は、新たな義務を含む改正とみなされ、その手続に従い効力を生ずる。この条約の改正がこの条の規定に従つて受諾のために開放された後に締約国となる政府は、その改正が効力を生じた時に改正後の条約の規定に拘束される。

2

(略)

第十四条

1 (略)

2 及び 3 (略)

4 (略)

5 4に定める機関は、正式の確認書又は加入書を寄託することにより締約国となるものとし、この条約について他の締約国と同一の権利及び義務を有する。第十一條4において「国」並びに前文及び第十五條1において「政府」というときは、このような趣旨に解する。

6 (略)

第十八條

國際連合食糧農業機關の事務局長は、批准書、承認書、正式の確認書又は加入書の寄託、この条約の効力発生、改正のための提案、改正の受諾の通告、改正の効力発生及び脱退の通告を前条1に定める全ての政府及び同條4に定める全ての機関に通

1 この条約は、國際連合又はそのいずれかの専門機関の加盟国の政府による署名のために開放しておく。このような政府でこの条約に署名しなかつたものも、いつでも、この条約に加入することができる。

2 及び 3 (略)

4 この条約は、政府間經濟統合機関であつて、この条約によつて規律される事項に関する権限（これらの事項に関する条約を締結する権限を含む。）を当該機関に移譲した国により構成されるものによる署名又は加入のために開放しておく。

5 4に定める機関は、正式の確認書又は加入書を寄託することにより締約国となるものとし、この条約について他の締約国と同一の権利及び義務を有する。第九條3において「国」並びに前文及び前條1において「政府」というときは、このような趣旨に解する。

6 (略)

第十五條

國際連合食糧農業機關の事務局長は、批准書、承認書、正式の確認書又は加入書の寄託、この条約の効力発生、改正のための提案、改正の受諾の通告、改正の効力発生及び脱退の通告を前条1に定めるすべての政府及び同條4に定めるすべての機関

告する。

第十九条

この条約の原本は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、第十七条1に定める政府及び同条4に定める機関にその認証謄本を送付する。

(以下本文略)

附属書I 紛争解決手続

1 第十条4に規定する仲裁裁判所は、適当な場合には、次のとおり任命される三人の仲裁人により構成すべきである。

- (a) 一の紛争当事者は、他の紛争当事者に対して仲裁人の氏名を通報すべきであり、また、当該他の紛争当事者は、その通報の後四十日以内に第二の仲裁人の氏名を通報すべきである。委員会の二を超える構成員の間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事者は、共同で一人の仲裁人を任命すべきである。紛争当事者は、第二の仲裁人の任命の後六十日以内に第三の仲裁人を任命すべきである。第三の仲裁人は、委員会のいずれの構成員の国民でもなく、かつ、最初の二人の仲裁人の国籍を有しないものと

に通告する。

第十六条

この条約の原本は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、第十四条1に定める政府及び同条4に定める機関にその認証謄本を送付する。

(以下本文略)

する。第三の仲裁人が仲裁裁判所を主宰すべきである。

(b) 第二の仲裁人が所定の期間内に任命されない場合又は紛争当事者が所定の期間内に第三の仲裁人の任命に同意することができない場合には、当該第二の仲裁人又は当該第三の仲裁人は、紛争当事者の要請により、当該要請の受領の日から二箇月以内に委員会の議長によつて任命されること
ができる。

2 仲裁裁判所の決定は、その構成員の多数決により行うべきである。仲裁裁判所の構成員は、投票に際し棄権すべきでない。

3 仲裁裁判所の決定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束するものとする。紛争当事者は、直ちにその決定に従うべきである。仲裁裁判所は、一の紛争当事者の要請により、決定について解釈を行うことができる。

附属書Ⅱ 漁業主体

1 二千十九年十一月十八日に採択されたこの条約に対する改正の効力発生の後、委員会が定める手続に従つて二十十三年七月十日までに協力的な地位を獲得した漁業主体であつて、

この附属書と並行して採択された決議第十二号（二千十九年）に反映されているもののみが、委員会の事務局長に宛てた書面を送付することにより、この条約に定める条件に従う旨及びこの条約に基づいて採択される勧告を遵守する旨の確たる約束を表明することができる。当該約束は、当該書面の受領の日から三十日で効力を生ずる。当該漁業主体は、委員会の事務局長に宛てた書面による通告を行うことにより、当該約束を撤回することができる。その撤回は、一層遅い日が通告に明記される場合を除くほか、その通告の受領の日の後一年で効力を生ずる。

2 第十五条の規定に従つてこの条約に対して行われるその後の改正の場合には、1に規定する漁業主体は、委員会の事務局長に宛てた書面を送付することにより、改正後の条約に定める条件に従う旨及び当該改正後の条約に従つて採択される勧告を遵守する旨の確たる約束を表明することができる。漁業主体によるこの約束は、同条の規定に定める日又はこの2に規定する書面の受領の日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。

3 委員会の事務局長は、次のことを行う。締約国に対し、1及び2に規定する約束又は通告を受領したことを通告するこ

と。その通告を締約国に利用可能なものとする。この条約及びその改正の批准及び承認並びにこれらへの加入並びにこれらの効力発生の通告を含め、締約国からの通告を漁業主体に提供すること。漁業主体と事務局長との間で送付される書類を安全に保管すること。

4 1及び2に規定する書面の送付により、この条約に定める条件に従う旨及びこの条約に基づいて採択される勧告を遵守する旨の確たる約束を表明した1に規定する漁業主体は、委員会の関連する業務（意思決定を含む。）に参加することができるものとし、委員会の構成員と同一の権利及び義務であつて、この条約の第三条、第五条、第七条、第九条及び第十条から第十三条までに定めるものを有する。

5 この条約に定める条件に拘束される旨の約束をこの附属書に従つて表明した1に規定する漁業主体が関係する紛争が友好的な方法によつて解決されない場合には、当該紛争は、紛争当事者の合意により、場合に応じて、特別の専門家委員会に、又は紛争の範囲に合意するよう努めた後、最終的であり、かつ、拘束力を有する仲裁に付される。

6 1に規定する漁業主体の参加に関するこの附属書の規定は、専らこの条約の目的のためのものとする。

7 二千十三年七月十日後に協力的な地位を獲得したいずれの非締約国、団体及び漁業主体も、この附属書の適用上、漁業主体とはみなされないものとし、委員会の構成員と同一の権利及び義務であつて、この条約の第二条、第五条、第七条、第九条及び第十一条から第十三条までに定めるものを有しない。